

## それも「いじめ」に当たるの？

子どもの権利擁護委員 沼田 徹



中学2年生のA君は、休みの日に同級生のB君を映画に誘いました。しかし、B君は、別の予定があると言って、誘いを断りました。後に、B君はC君と一緒にその映画を見に行っていたことが分かり、A君は、そのことがショックで学校を休んでしまいました。

B君がA君の誘いを断ってC君と映画を見に行った行為は、「いじめ」に当たるのでしょうか。



いじめ防止対策推進法（以下、「推進法」と言います。）において、「いじめ」とは、①当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒の行為であり、②心理的又は物理的な影響を与えるもので、③行為の対象となった当該児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいうと定義されています。

すなわち、「いじめ」はいじめられている子どもの「主観」で決まります。相手の行為で苦痛を感じた子どもがいれば、そこに「いじめ」があったこととなります。相手の行為の態様の悪質さや違法性の有無、程度は一切要件にはなっていません。これは、社会で用いられている普通の「いじめ」の意味を大きく広げるものです。

だとすれば、A君が学校を休まねばならないほどの精神的苦痛を受けたのですから、同級生であるB君の行為は、推進法の「いじめ」に該当することになります。

そうすると、学校は、推進法に従って、いじめを行った児童生徒に対する「指導」を実施しなければなりません。

しかし、「いじめ」に該当しても、その全ての場合に厳しく指導しなければならないとするのは妥当ではありません。既に述べたとおり、「いじめ」の定義は、主観主義に基づき、無限定で、行為の悪質さを問わないのですから、文部科学大臣が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」でも、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、ケースバイケースで柔軟な対応による対処も可能であるとされています。

学校という集団生活の場で、子どもが他の子どもと小さな衝突や軋轢を通じて社会生活の仕方を身につけて成長していくという教育的意義を考えるならば、本件においても、厳しい

指導は、むしろ不適切であり、いじめの加害者と名指された子どもの心を傷つける可能性があります。そこで、双方の心情に配慮したきめ細かな対応方法を選択する必要があると考えられます。